

## 観音寺市乳児紙おむつ等支給事業取扱店募集要領

### 1 趣旨

次世代を担う子どもの出生を支援するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市民が子育てに必要なおむつ、ミルクその他の育児関連商品を購入することに対し、その一部を助成する観音寺市乳児紙おむつ等購入助成券（以下「子育て家族応援チケット」といいます。）と観音寺市乳児紙おむつ等購入電子助成券（以下「子育て家族応援電子チケット」という。）（以下「子育て家族応援チケット等」と総称する。）の取扱店を、次のとおり募集します。

### 2 応募資格及び条件

観音寺市内に店舗を有する小売店等を対象とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は、対象外とします。子育て家族応援チケット等は、観音寺市内にある店舗での使用に限るものとします。

#### (1) 次のいずれかに該当する事業者

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の構成員であると認められる事業者又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくはその運営に協力若しくは関与する事業者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業に該当する営業を行う事業者又はこれに類する事業者
- ウ 法令又は公序良俗に反する事業者

#### (2) コンビニエンスストア

### 3 申込方法

観音寺市乳児紙おむつ等支給事業取扱店登録申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、別記の申込先及び問合せ先へ持参又は郵送により申し込むものとします。複数の店舗がある場合は、各店舗単位で登録が必要となります。なお、取扱店登録料は無料とします。

### 4 申込受付

随時受付いたします。

申込手を完了した店舗事業所は、市ホームページで公表するとともに、子育て家族応援チケット等を交付する際に同封する取扱店一覧表に掲載します。

### 5 子育て家族応援チケット等の概要

- (1) 子育て家族応援チケット等は、観音寺市に住所を有する満1歳に満たない乳児の保護者に交付します。

(2) 子育て家族応援チケット等の使用対象商品は、次のとおりとします。

- ①おむつ関連用品 紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふきなど
- ②授乳関連用品 粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、替え乳首、消毒用品、搾乳器など
- ③離乳食関連用品 離乳食、食器、保存ケースなど

(子育て家族応援チケットの場合)

- (1) 子育て家族応援チケットは、対象者一人につき額面 1,000 円券 24 枚の 24,000 円を交付します。また、子育て家族応援チケットには、通しナンバーと偽造防止策を施します。
- (2) 取扱店は、子育て家族応援チケットを持参した消費者に対し、券面記載額に相当する商品（販売できない品目を除く。）の販売を行います。子育て家族応援チケットの使用期間は、消費者ごとに異なります。
- (3) 子育て家族応援チケットは、表面に有効期限の記載があるもののみ使用できます。
- (4) つり銭は出さないものとします。
- (5) いかなる理由があっても、使用期間を経過した後は、子育て家族応援チケットの使用はできません。

(子育て家族応援電子チケットの場合)

- (1) 観音寺市が実施している銭形 K コインの加盟店登録が必要です。
- (2) 1 円単位で使用できます。
- (3) ポイントの付与は行いません。
- (4) 有効期限は発行日の翌年度の 3 月 31 日までです。
- (5) 有効期限を経過した後は使用出来ません。

## 6 子育て家族応援チケット等の換金

- (1) 取扱店の換金手数料は、無料とします。
- (2) 換金は、口座振込により行うものとします。

(子育て家族応援チケットの場合)

- (1) 子育て家族応援チケットの換金を受けようとする取扱店は、毎月 10 日までに裏面に取扱店舗名を記入した子育て家族応援チケット及び「観音寺市乳児紙おむつ等支給事業換金申請書」（様式第 2 号）を健康福祉部健康増進課へ提出してください。
- (2) 市は、その内容を確認し、請求のあった月の月末までに子育て家族応援チケットに記載された金額を取扱店の登録口座へ入金します。
- (3) 事業の実施状況により子育て家族応援チケットの使用期間が変更になったときは、換金請求をすることができる期間も変更する場合があります。

(子育て家族応援電子チケットの場合)

- (1) 観音寺市デジタル地域通貨事業運営業務委託仕様書に基づき、月 2 回以上を基本とします。

## 7 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 登録に関し、虚偽又は不正行為をしないこと。
- (2) 市が配布する子育て家族応援チケット等取扱店であることを示すポスターを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 子育て家族応援チケット等の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、経済的負担軽減の趣旨に反する行為をしないこと。
- (4) 正当な理由なく子育て家族応援チケット等の受取を拒否しないこと。
- (5) 子育て家族応援チケット等が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、子育て家族応援チケット等の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。
- (6) 換金目的での子育て家族応援チケット等の購入をしないこと。
- (7) 子育て家族応援チケット等の交換、譲渡及び売買をしないこと。
- (8) 子育て家族応援チケット等を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払に使用しないこと。

## 8 取扱店資格の取消し

市は、取扱店がこの要領の内容に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとします。この場合において、市は、登録の取消しによって生じた損害について、賠償の責めを負いません。

## 別記（第3項関係）

申込先及び問合せ先

観音寺市健康福祉部健康増進課 母子保健係

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話：0875-23-3964 FAX：0875-25-5900

メール：kenkou@city.kanonji.lg.jp